

家庭教育支援の取組（「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」で実施）

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

子育て経験者など地域の多様な人材

地域人材の養成

子育てサポーターリーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

連携の仕組みづくり

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に支援内容を検討

家庭教育を支援する様々な取組を展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子どもの心の理解
- 父親の家庭教育参加促進
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



中学校内での親子携帯講座

情報提供や相談対応

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

【支援活動例】

- 家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応
- 企業訪問による出前講座
- 空き教室を活用した交流の場づくり

家庭教育支援拠点機能の整備

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

【家庭教育支援員例】

PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

家庭と地域・学校をつなぐ

家庭教育支援チーム

—家庭教育は、すべての教育の出発点—

忙しい毎日の中で、子供とのコミュニケーションやしつけに戸惑いや息詰まりなど、一人で悩んだりすることってありませんか？そんな時、近くに気軽に相談できる人がいたら・・・

家庭教育支援チームは、そんなご家庭での皆さんの頑張りを共に支え、地域とのつながりづくりや専門機関との橋渡しをお手伝いします。

文部科学省は、各地で活動する家庭教育支援チームを応援しています。

家庭教育支援チームってなあに？

身近な地域で、子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりします。ときには、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートします。



どんな人たちがいるの？

チーム員の構成は、各地域によって異なりますが、子育て経験者や教員OB、PTAなど地域の子育てサポーターリーダーをはじめ、民生委員、児童委員、保健師や臨床心理士など、様々な地域の人達や専門家が関わっています。そして、その多くが、共に街で暮らす身近な住民の方々です。

どんなところで活動しているの？

子供や保護者の方にとって、身近で気軽に相談できる存在となるよう、地域の学校や公民館などを拠点に活動しています。また、幼稚園や保育所、子育て支援センター、保健センター、児童館、小・中学校、企業などからの要望に応じて出向くなど、様々な所とも連携し、支援活動に取り組んでいます。要望があれば、各家庭へ訪問して相談にのることも行っています。



家庭教育支援チームの取組事例①

地域人材による家庭教育支援チーム型支援

◆「だんぼの部屋」～学校のなかに誰でも気軽に立ち寄れる部屋をつくりました～
(新潟県南魚沼市家庭教育支援チーム)

【構 成 員】

家庭教育サポーター(民生児童委員等)、ボランティアリーダー(主婦)、PTA関係者など。
ここでは、単なる子育ての先輩、地域のおせっかい屋さんに変身して活動。

【活動の拠点】

小学校1階の一室。チーム員や読書ボランティア、地域の方などが常駐。
専用のブザーがあり、子どもや保護者、中高生などが気軽に立ち寄れる場所となっている。

【活動内容】

- 親子ものづくり教室、料理教室など楽しみながら交流を図る機会の提供
- 読み聞かせのコツなどを学ぶ図書ボランティア養成講座
- 発達障害や児童虐待対応などをテーマにした学習会の実施
- 朝夕の“一声・声がけ”訪問や「だんぼ通信」を届ける活動
- 学校や担任の先生と連携して心配な保護者の対応を検討

【効 果】

- 親子で共同作業する楽しさや役立つ自分を発見できた。
- みんなが安心してつぶやける場所、みんなの力が発揮できる場所ができた。
- 短い訪問時間でも回数を重ねることで、学校に足を運ばなかった保護者が「だんぼの部屋」や学校行事に来るようになった。また、校内に設置したことで、子どもの会話から状況理解ができ、学校との信頼関係を築くことができた。
- 1小学校区での実施から市内4小学校区に「だんぼの部屋」拡大



「だんぼの部屋」の様子

家庭教育支援チームの取組事例②

課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

◆地域人材からスクールソーシャルワーカーに！
～スクールソーシャルワーカーがリーダーの家庭教育支援チーム～
(和歌山県湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあぐる」)

【経 緯】

スーパーバイザーの指導のもと、子どもや家庭の支援に経験豊富な元保育所長が、研修を受けてスクールソーシャルワーカー(SSW)となり、このSSWをリーダーとした家庭教育支援チームを結成。

【構 成 員】

子育てサポーターリーダー、SSW、元教職員、民生児童委員、保育士、保健師等

【活動内容】

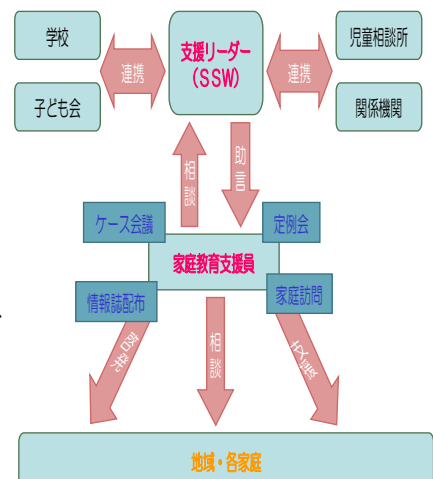
- 就学前の幼児、小・中学生をもつ保護者向け情報誌を毎月発行。
町内を3地域に分け、小・中学生の全家庭を訪問し、早期対応。
- 保護者や学校からの相談に対して、学校・教育委員会・支援チームなどでケース会議を行い、効果的な支援方法を検討。

【効 果】

※SSWや支援チーム員が学校と保護者のパイプ役として大きな役割を果たし、家庭訪問の際、学校での子どもの様子を保護者にさりげなく伝えることで、保護者の学校に対する理解が進み、信頼関係も築けるようになってきた。

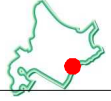
※学校にとっても、子どもの家庭内での様子を知ることができ、生徒指導上の課題解決にもつながっている。

SSWと家庭教育支援員



子供たちが夢と希望を抱けるまちづくり（北海道浦幌町）

- 人口 H25:5,337人(H20:5,858人)
- 学校 幼稚園:2園(34人)、小学校:3校(242人)、中学校:2校(130人)(H23現在)
- 児童生徒等数 H23:406人(S55:1,487人)



課題

- 人口減少により児童生徒数も約30年間で1/4強まで減少。雇用不足等の理由から社会的流出も。

取組

○平成19年より、子供たちが夢と希望を抱けるまちを目指して、町役場、町教委、農協、商工会、森林組合、漁協等で構成した「うらほろスタイル推進地域協議会」を設置し「うらほろスタイル教育プロジェクト」をスタート。

- ・ **地域への愛着を育む事業**：地域の魅力発見等の体験活動を実施、まちを活性化させる企画を提案。
(学校向けカリキュラムを作成し、町内バスツアー、講演、討論、生産者訪問、販売体験等を実施)
- ・ **子供の想い実現事業**：中学生が提案した企画を地域の大人が実現
(新特産物開発、町のキャラクターづくり、地域の祭りを活性化する提案など)
- ・ **農村つながり体験事業**：町内の小学生を対象とした農林漁家で生活体験を行う取組等を実施。

➡ **地域が好きな児童生徒や将来地域で働きたい、暮らしたいと思う子供が増加。
子供たちが自ら町の魅力を紹介すること等を通じ、地域への自信・誇りの向上に発展。
定住するための雇用の場を生むため「若者のしごと創造事業」を創設し、起業・創業の動きに発展。**

【浦幌を好きな児童生徒】H21:31.7% → H25:52.1%
(どちらかといえば好きだを加えるとH21:75.9% → H25:83%)
【将来、浦幌に住みたい児童生徒】H21:22.1% → H25:38.3%



ふるさとの魅力を体感



中学生提案「みのり祭り改善プラン」

ふるさとの未来を託せる子供を育てる教育環境づくり（高知県大川村）

課題

- 急激な人口減少や少子高齢化等により学校統合が進み、1村1小中学校に。

取組

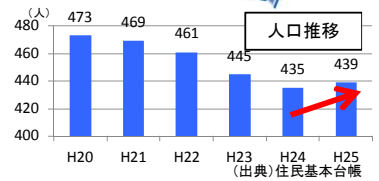
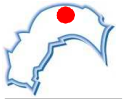
○平成20年に学校支援地域本部、平成24年に小中一貫のコミュニティ・スクール導入。
○「ふるさとを愛し、ふるさとの未来を託せる人材の育成」を掲げ、総合的な学習の時間等を活用した**地域協働による体験活動・交流活動等**を平成24年以降推進。

- ・ **村の特産物生産の体験学習、村の課題を知り探究する学習** 等

○ **1年間の山村留学の受け入れ。**

➡ **地域ぐるみで子供を応援し、学校と地域が共に喜び合う活動が定着。**

【児童生徒数】H20:21人 → H26:36人 【山村留学生】H23:8人 → H26:15人(寮の定員)



「小ささを大きなスケールメリット」とした新たな魅力の創出（福島県大玉村）

課題

- 震災等の影響もあり、県内の児童生徒数は軒並み減少。放射能汚染に対する除染と風評被害。

取組

- 平成21年に学校支援地域本部を、23年には域内5校園の幼小中連携のコミュニティ・スクールを導入。
- 郷土芸能の伝承等郷土愛を育む取組の実施等、学校支援活動を実施。
- 放射線への対応など困難な課題について学校運営協議会で協議し、除染活動や運動会の実施等を適切に判断。
- その他、様々な子育て応援、教育支援事業を実施。

➡ **県内の児童生徒等の数が減少する中、大玉村の児童生徒等の数は維持。**



高校生のアイデアを元にした地域課題の解決（高知県立大方高等学校）

地域住民等（高知県黒潮町）がまちの課題を解決するための「ミッション」を提示し、大方高等学校の生徒が「自立創造型地域課題解決学習」の中で地域の課題解決に取り組むなど、様々な取組の実践により、地域の活性化を図っている。

課題

- 平成15年に大方高校の前身の大方商業高校の廃校が決定され、高校が地域最大の「空き家」になり地域全体が衰退することを懸念。廃校を新しい高校として生まれ変わらせ、地域活性化の拠点することが課題。

取組

- 大方高校の開校に向け、教職員や地域住民等からなる「学校の未来を語る会」を設置し、学校の基本方針や教育課程、校歌等にいたるまで議論したうえで、平成17年に開校。平成18年にはコミュニティ・スクールに指定。

- 生徒の発想力やコミュニケーション力、地域理解の育成を図るとともに、学校及び地域活性化を目指した取組として、高知大学と連携して開発した「自立創造型課題解決学習プログラム」（総合的な学習の時間に位置づけ）を実践。

⇒2年次には企業やNPO、町役場の人々から提案される地元課題に関連した「ミッション」を選択し、解決策を検討・発表。

- 学校運営協議会の意見から地域の資源を活かした「砂浜美術館」や「潮風キルト」を学校設定科目に設定。

⇒1年次には「砂浜美術館」でボランティアを行うなど、高校生が地域に出て行く機会を提供。

- ➡ **地域と連携した授業展開等により生徒の地域理解が深まるばかりでなく、地域の課題解決や活性化に大きく寄与。**
- ・自立創造型課題解決学習プログラムで開発された「かつおタキバーガー」や「流木を活用したベンチ」等々の様々な商品がヒットし、地域のPRに。



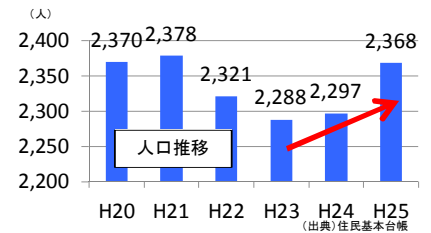
高校を核に離島の特性を生かした島おこし（島根県立隠岐島前高等学校）

- 人口 H25:2,368人(H20:2,370人)
- 学校 小学校:2校(86人)、中学校:1校(56人)、高校:1校(156人) (小中:H25、高:H26現在)
- 生徒数(高校) H24:156人(H20:89人)



課題

- 少子高齢化（高齢化率約40%）により平成20年頃には統廃合の危機（入学者数H17:71人→H20:28人）。
- 地域唯一の高校であり、高校の存続が地域の存続と直結。



取組

地域の学校の存在意義 = 地域のつくり手の育成

「島前高校魅力化プロジェクト」を発足し、地域総がかりで以下の取組を実施。

※平成20年度に魅力化の会（地元3町村長、教育長、中学校長、高校長等）を発足。実働組織として、現在は、高校教諭、民間事業者、ボランティア団体等による構想実現への推進協議会を設置。外部人材としてプロジェクトマネージャーを配置するとともに、高校内にコーディネーターを常駐。

- 地域に根ざしたキャリア教育「地域創造コース」新設による地域の課題解決授業等の実施。
 - >「夢探求（総合的な学習の時間）」や独自科目「地域地球学」では、海外の企業や大学等と連携したプロジェクトに発展。
- 地域と高校の連携型公営塾「隠岐国学習センター」設立による教育環境の整備。
 - >学校の授業と連動した学習 + 夢ゼミにより地域内外の大人も参画した議論の場を形成。
- 異文化や多様性を取り込むための全国・海外から生徒を募集する「島留学」を実施。



- ➡ **入学希望者は増え続け、異例の学級増、ひいては人口増を実現。**
- 「いずれ島に戻り、世界のモデルとなる町にしたい」と夢をもって進路を選択する生徒が増加



【生徒数】H20: 89人 ⇒ H24: **156人**
 【人口】H23: 2,288人 ⇒ H25: **2,368人** (80人増)

学校を核とした地域力強化プラン

(26年度予算額 5,218百万円)
27年度予定額 6,684百万円

◇地域創生には、地域を生かした豊かな学びの創出により、子供たちの地域への愛着を育み、地域の将来を担う子供たちを育成することが重要。

学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、
まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。



地域力強化プラン

- ◆地域の实情に応じて、柔軟に事業を実施することができるよう、関連施策によるプランを創設。
- ◆学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に直結する様々な施策等を有機的に組み合わせて推進。

<p>【コミュニティ・スクール導入等促進事業】(157百万円) 未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。</p>	<p>【健全育成のための体験活動推進事業】(107百万円) 農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。</p>
<p>【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】(4,882百万円) 地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化を図る。</p>	<p>【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】(12百万円) 地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域の活性化につなげる。</p>
<p>【地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業】(1,458百万円) 地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。</p>	<p>【地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業】(13百万円) 学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援することにより、独自の地域の活性化を図る。</p>

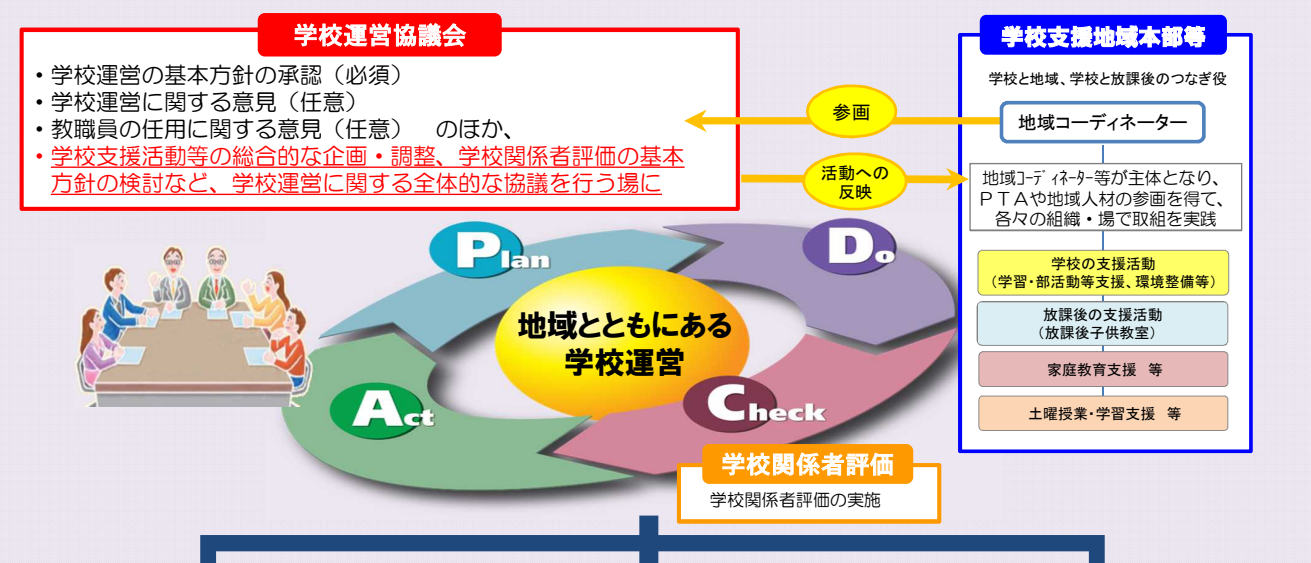
➡ **学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、地域コミュニティが活性化**

コミュニティ・スクール導入等促進事業

平成27年度予算額(案) 157百万円(13百万円)
※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立

補助率: 国 1/3
※1



<p>導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり ・300市区町村 ※別途、教員・事務職員加配措置あり 	<p>取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり(CSディレクター※2を含む) ・150市区町村 	<p>研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員の研修等への支援 ・都道府県・政令市・中核市: 110箇所
---	---	--

※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。
※2 CSディレクター: コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

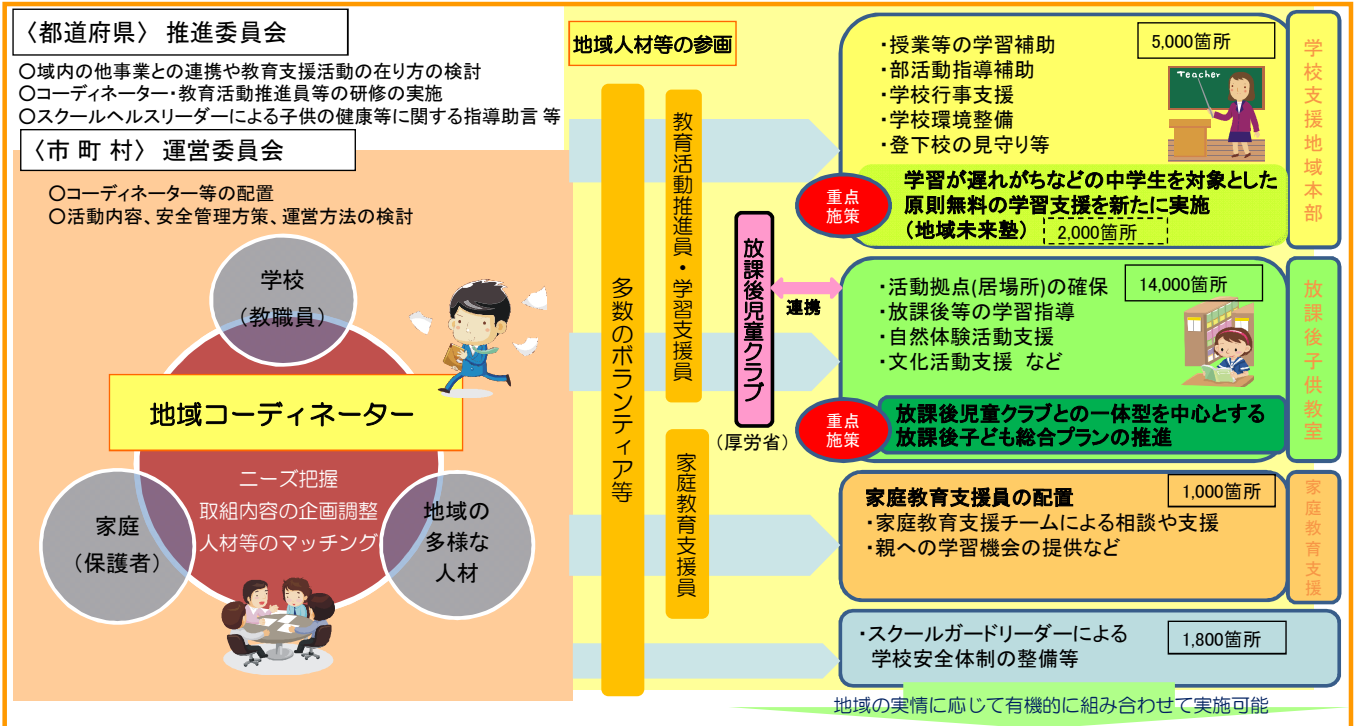
平成27年度予算額 4,882百万円
 (平成26年度予算額 3,814百万円)

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、学校支援地域本部を活用し、中学生を対象に大学生や教員0Bなど地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を新たに実施する。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、新たに策定した放課後子ども総合プランに基づき、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

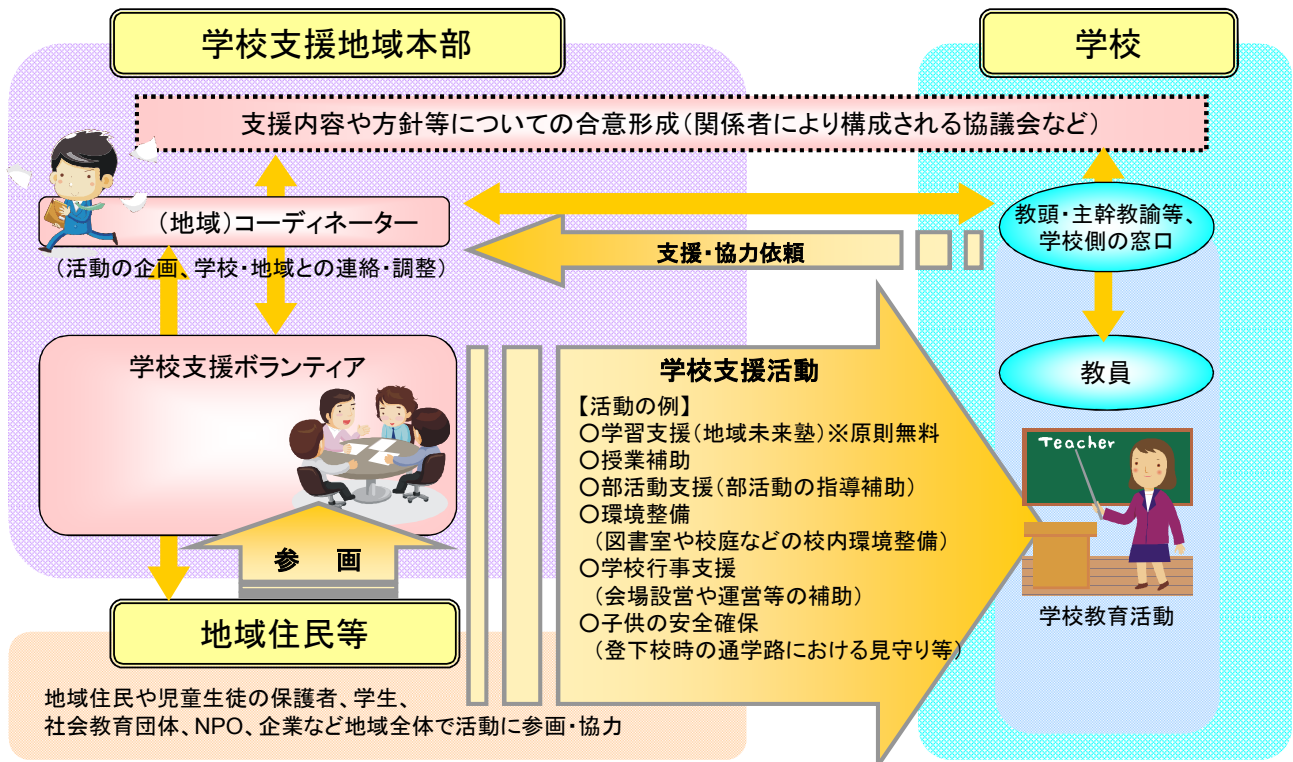


学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施

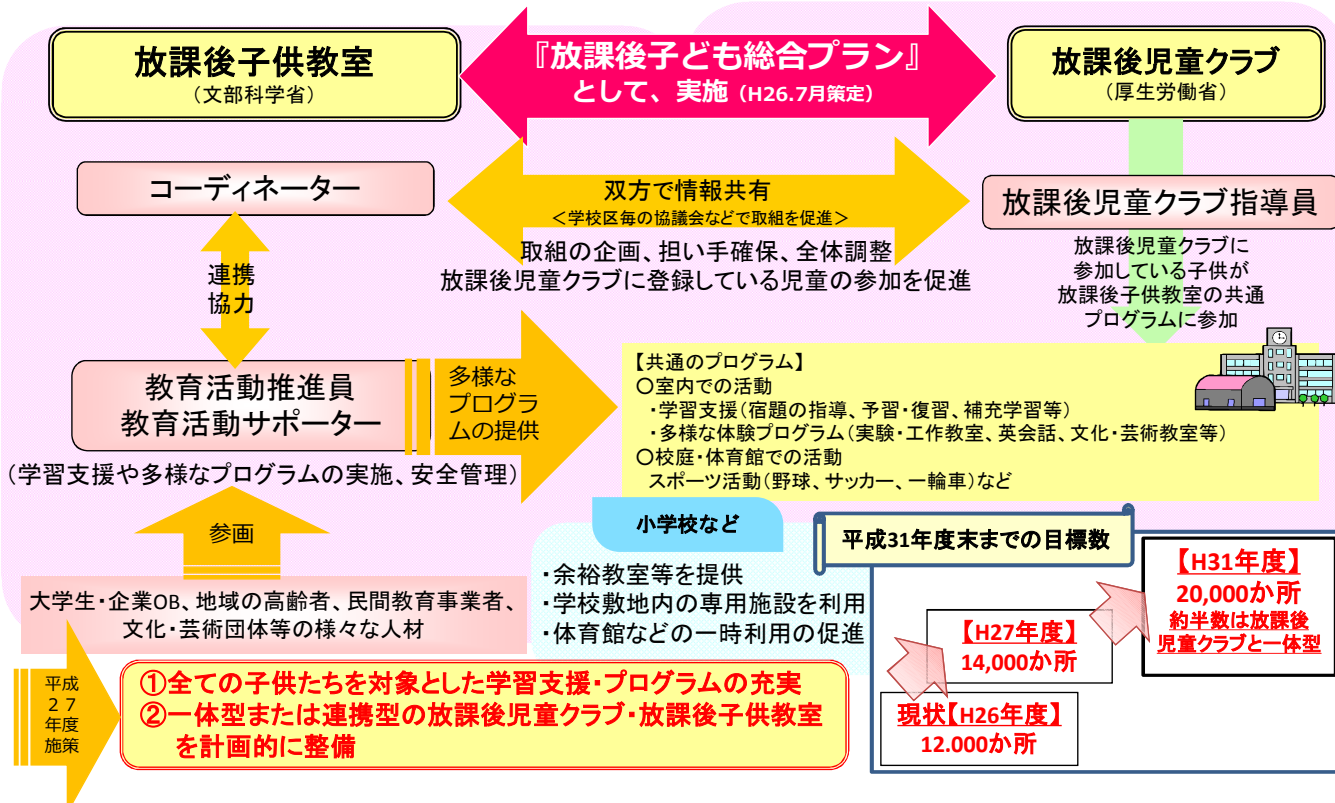
<H26年度実施状況>3,746本部(小学校6,244校 中学校2,814校(全公立小・中学校の30%))



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要



地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

(平成26年度予算額 1,333百万円)
平成27年度予定額 1,458百万円

全ての子どもたちの土曜日の教育活動を充実するため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町村等の取組を支援することにより、教育支援に取り組む体制を構築し、地域の活性化を図る (4,850か所 → 12,000か所)(小学校・中学校・高校など)

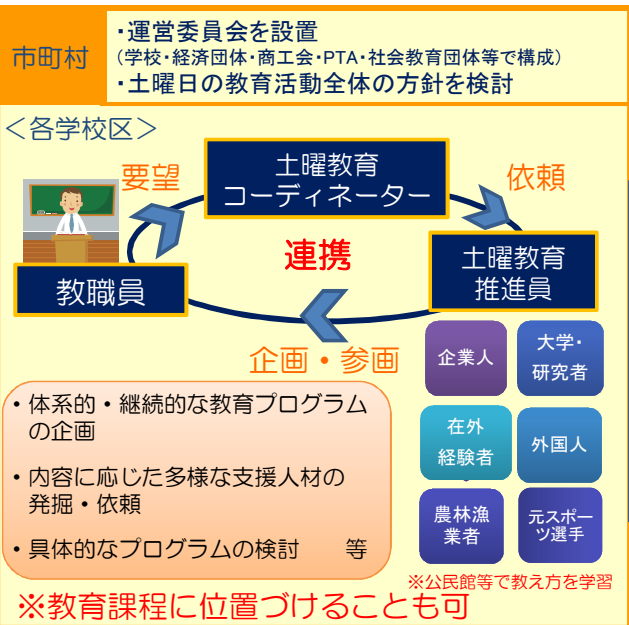
【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

※平成26年度土曜日の教育活動を実施している学校数:約12,000か所(約4割)

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの生きたプログラムを実現！

◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

★算数・数学
エンジニアによる
使える算数・数学講座



★理科:
研究者による科学実験教室

★外国語:
在外経験者による英会話



★総合学習
企業等との協働による
キャリア教育・商品開発等

★文化・芸術
文化・芸術活動団体による茶道の作法など伝統文化の良さを理解してもらうための講座

すべての子どもたちの土曜日の教育支援体制等の構築

地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業

平成27年度予算額(案)
13百万円(新規)

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

- 予算不足
- 人手不足
- 硬直的予算
- ...
- 柔軟な使い途
- アイデアの実現
- 地域の活性化
- ...



子供たちのために地域の特色や資源を生かした取組をしたいけど、一定程度の予算が必要だし、既存の事業では実現が難しいな...

事業内容

これまでの事業では実現できなかったような地域提案による創意工夫ある多様な取組を支援し、学校を核とした地域の魅力を創造する取組の実現を図る。

補助事業者

都道府県・市区町村(9市区町村分を補助)

補助率

1/3

地域独自のアイデアを、学校だけでなく地域住民や子供たちが一緒になって形にすることで、学校を中心として地域全体が活性化!!

地域独自の提案を形に

提案例① 地域独自の学習プログラムの推進

□ 総合的な学習の時間等を活用した地域を題材とした学習プログラム(例:地域創造学)等を地域住民や専門家等と連携しつつ推進することにより、子供たちの地域への愛着を高めるとともに、学校を中心として地域全体の教育への当事者意識の醸成を図る。

→ 地域の魅力を再発見するとともに、一層の魅力化を図るための地域の在り方を考えること等を通じて、受動的な学びから主体的な学びへ。

提案例② 山村等留学の促進

□ 当該地域外からの子供の長期受け入れにより、地域の資源を活用し、地域全体を教材とした様々な体験活動や地域住民等との協働を通して、子供たちだけでなく、受け入れる地域側も、活動を企画・立案等を行うなど、双方向的な成長を図る。

→ 当該地域外からの刺激を取り込み、地域全体が活性化されるだけでなく、留学生が当該地域の全国への発信役に。

提案例③ 民間と連携した公営塾の設立

□ 中山間地域や離島等において、地域の空き施設(空き家や学校の空き教室)等を利用して公営塾を設立し、地域の教員OBや民間の塾講師等と連携し、地域全体を巻き込んで子供たちの学力等の向上やキャリア教育の実践を行う。

→ 学校と民間等が連携した学習のみならず、キャリア教育等も提供することにより、新たな学びの場が地域全体の協働の拠点に。

提案例④ 子供たちの提案するまちおこし策の実現

□ 子供たち自らが自由な発想に基づき、地域活性化に向けた企画・立案(例:ソーシャルビジネス、祭り、商品開発等)を行い、それらを地域の大人たちが実際に実現することにより、子供たちの自己有用感等をはぐむとともに、地域の担い手としての力を育成する。

→ 子供たちによる地域活性化方策の企画・立案を地域が一体となって実現し、子供たちを地域の担い手へ。

提案例◎ この他にも、様々な提案の実現が可能!!

魅力ある学校 + 未来を創る教育 + 地域への愛着・誇り + 地域の強みの発信 + 地域のつながり + 住み続けたいまち + まちの活性化

首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業

平成27年度予算額(案)
29百万円(新規)

地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的な課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に向けて取り組む新たな学校モデルを構築・発信

※別途、事務職員加配措置あり



地域の多様な資源を活かした質の高い課題解決型教育の実現

学校評議員制度の概要

1. 学校評議員制度の位置付け

学校評議員制度は、校長が、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くための制度であり、学校教育法施行規則第49条により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に置くことができるとされている。(平成12年4月施行)

(参考) 学校教育法施行規則

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

(第79条、第104条等により、中学校、高等学校等に準用)

2. 期待される効果

学校評議員は、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、

- ① 保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること
- ② 保護者や地域住民等の協力を得ること
- ③ 学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていくこと

ができるようにするものである。

また、最近においては、学校関係者評価の評価者に任命するなど、保護者や地域住民の学校への参画を促すために活用している例も見られる。

3. 実施状況

・学校評議員(類似制度を含む)を設置している公立学校の割合

平成14年8月	47.0%
平成15年7月	62.4%
平成16年7月	72.0%
平成17年7月	78.4%
平成18年8月	82.3%
平成21年3月	86.5%
平成24年3月	80.2% ※

※類似制度は含まない

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置している学校の半数(54.8%[※])が設置に伴い学校評議員を廃止している。

※平成23年度委託調査研究(日本大学文理学部)より

学校評議員の状況について

— 学校評価実施状況等調査(平成23年度間)より —

(1) 調査概要

調査対象 : 全ての都道府県・市町村教育委員会及び全ての国公立学校

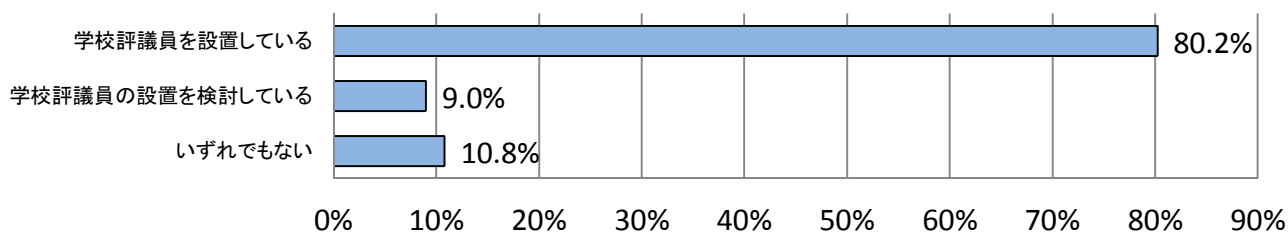
(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)

調査基準日 : 平成23年度間(実績値)

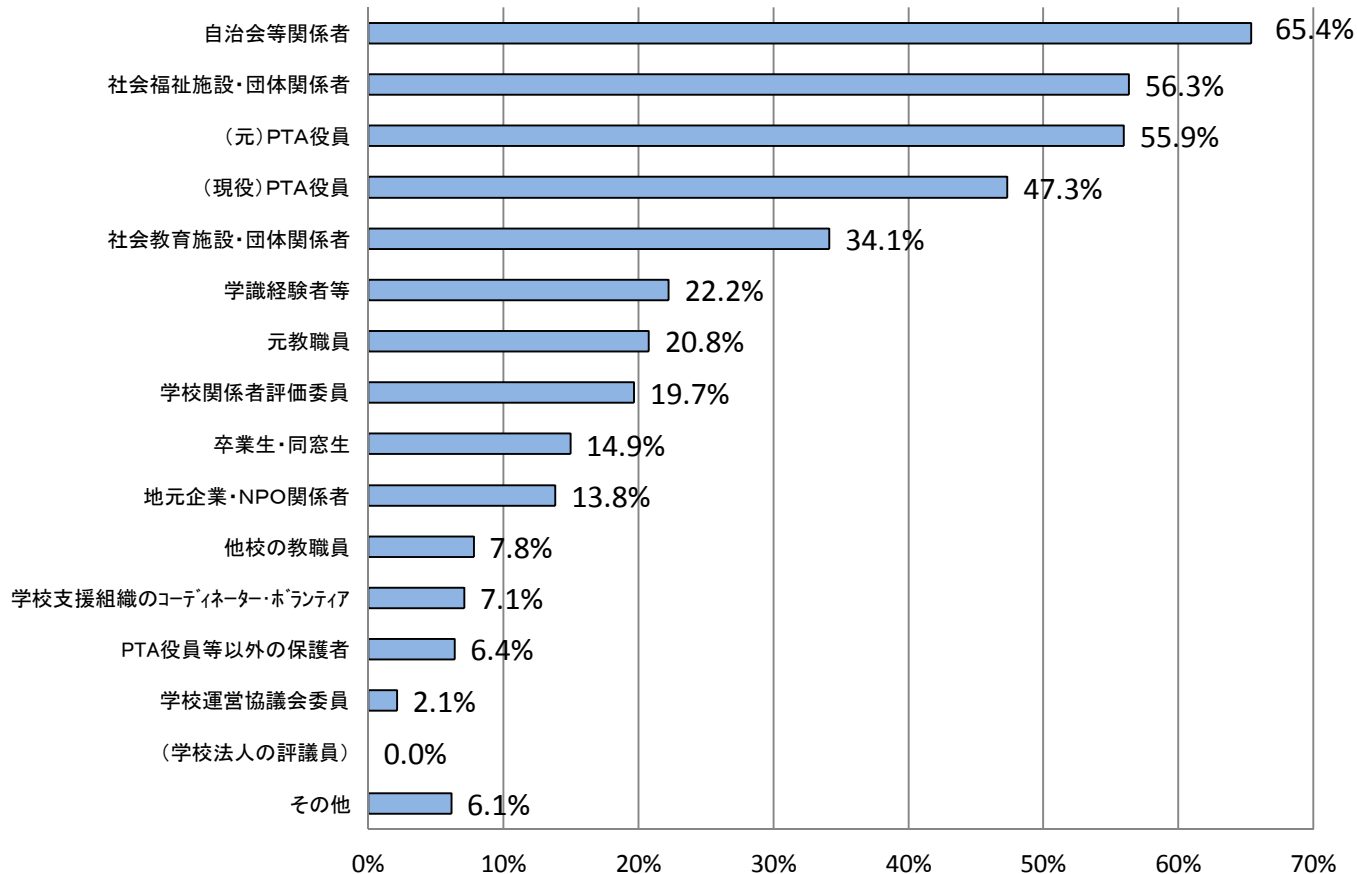
※前回調査は平成20年度間(調査項目は一部共通)

(2) ポイント

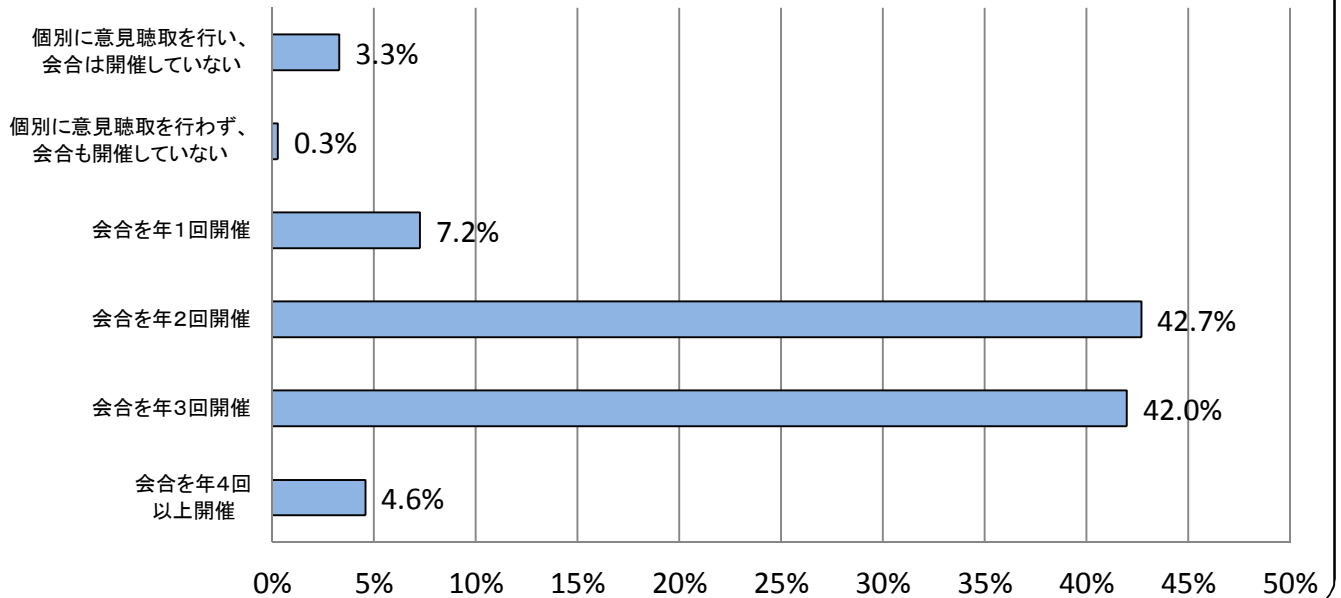
学校評議員の設置状況(平成24年3月末日現在)
(公立学校)



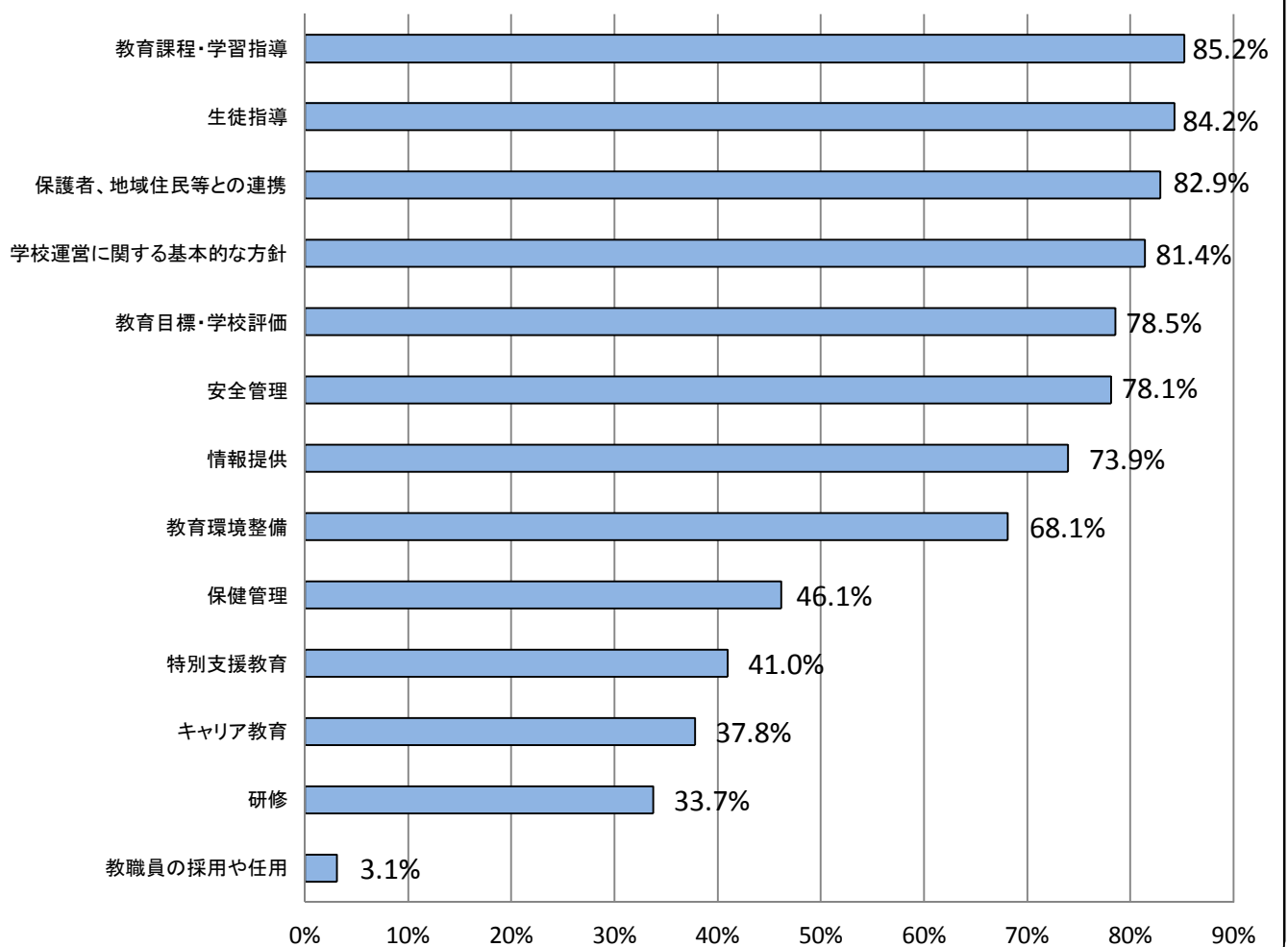
学校評議員の属性(公立学校)



学校評議員からの意見聴取方法及び会合開催回数（公立学校）



学校評議員からの意見聴取事項（公立学校）



学校評議員制度への考え方

【出典】平成25年度文部科学省委託調査研究

<調査対象>計1,201校

・コミュニティ・スクール(CS)実践研究の指定を受けた学校のうちCS指定校(校長) 434校(人) ※1

・上記のうちCS未指定校(校長) 135校(人)

・※1に該当しないコミュニティ・スクール(平成22年度～25年度)(校長) 632校(人)

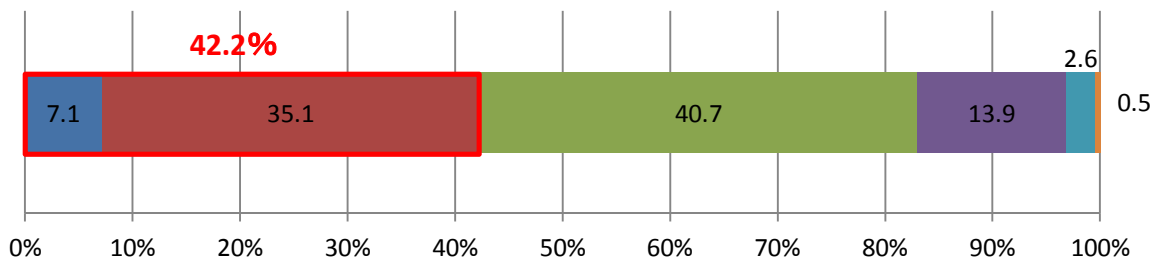
<調査実施時期>平成25年10月～11月

<調査方法>郵送法(校長宛の郵送による発送と回収)

<回収数>760票(回収率 63.3%)

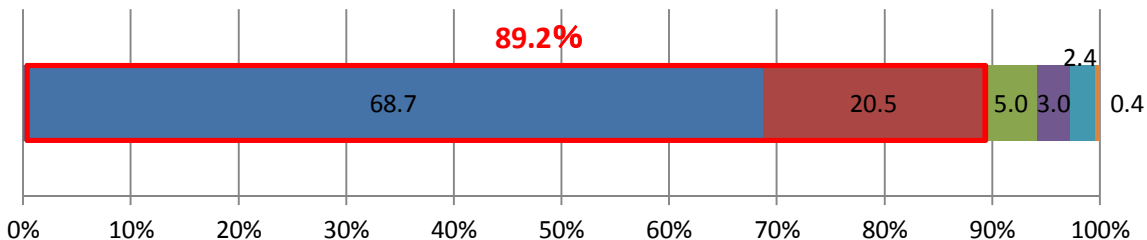
○学校評議員では保護者・地域の意見を十分に反映できない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



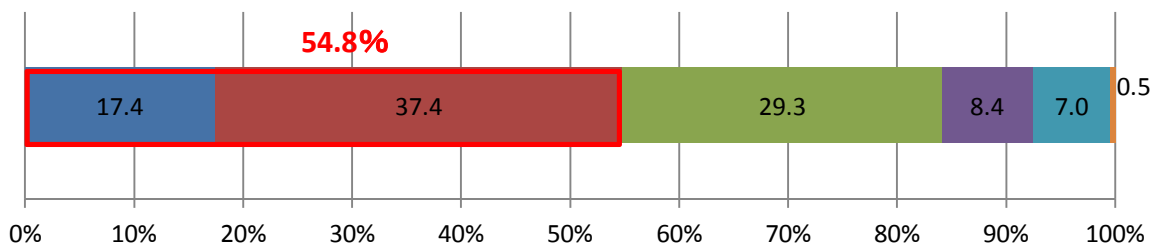
○学校評議員と学校運営協議会を併置する必要はない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



○学校評議員制度は形骸化している

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



学校評価について

制度の概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

学校評価の現状 ～学校評価等実施状況調査(平成23年度間)から～

(国公立私立全体)

	評価の実施	評価結果の設置者への報告	評価結果の公表
自己評価	96.7%	96.7%	84.9%
学校関係者評価	83.9%	98.4%	83.9%
第三者評価	5.1%	—	—

文部科学省の取組

- 各学校や設置者の取組の参考となるよう学校評価ガイドラインを策定(平成22年7月)。
- 学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及。(平成25年度:8教育委員会)
- 中核となる教育委員会職員、学校の教職員、保護者や地域住民等の学校関係者評価委員に対する研修を実施。(学校評価推進フォーラム等)

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定) [抜粋]

【基本的方向性】 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

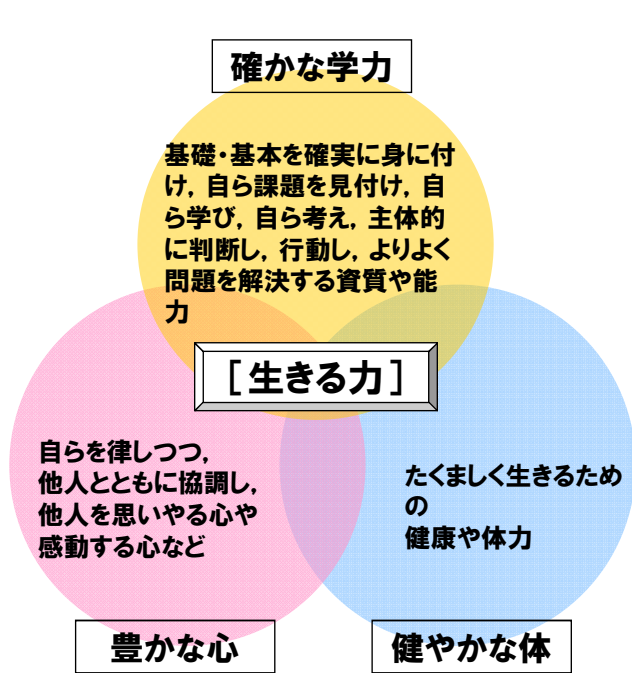
- ◆ 今後5年間に実施すべき教育上の方策
「活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制」

基本的な考え方

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子供たちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。(以下略)

成果指標

- ① **全ての学校区**において、学校支援地域本部など**学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築**
- ② **コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大**



(参考:中央教育審議会答申(平成20年1月))

○「知識基盤社会」の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、「生きる力」を育むという理念はますます重要になっている。

○学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立てが必ずしも十分でなかったことについて、5つの課題があったと考えられる。

[1] 「生きる力」の意味や必要性について、文部科学省による趣旨の周知・徹底が必ずしも十分ではなく、十分な共通理解がなされなかった

[2] 子供の自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇(ちゅうちよ)する状況があったとの指摘

[3] 各教科での知識・技能の習得と総合的な学習の時間での課題解決的な学習や探究活動との間の段階的なつながりが乏しくなっている

[4] 各教科において、知識・技能の習得とともに、観察・実験、レポート、論述といった、知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の授業時数では十分ではない

[5] 豊かな心や健やかな体の育成について、家庭や地域の教育力が低下したことを踏まえた対応が十分ではなかった

- 平成10～11年改訂の学習指導要領の理念であった「生きる力」の育成は、「知識基盤社会」の時代においてますます重要
- 教育基本法改正等により教育の理念が明確になるとともに、学校教育法改正により学力の重要な要素が規定



現行学習指導要領においても、これまでの理念を継承し、「生きる力」の育成を目指す

学校教育法における「学力の三要素」

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第30条 (略)

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、③主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

○小学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第27号)

※ 中学校、高等学校、特別支援学校においても同様の規定あり。

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

1 (略)

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、①基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、③主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ

～地域とともにある学校づくりの推進方策～

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議(平成23年7月5日)

1. 子どもを中心に据えた学校と地域の連携

- すべての学校が、地域の人々(保護者・地域住民等)と目標を共有した上で、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ『地域とともにある学校』を目指すべき。

<地域とともにある学校づくりの成果>

①子どもたちの「生きる力」をはぐくむ (地域の望む子ども像の実現)	②教職員、保護者、地域住民等がともに成長 (地域の教育力向上)	③学校を核とした地域ネットワークの形成 (地域の活力向上)	④地域コミュニティの基礎力が高まる (地域の礎の構築)
--------------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

- 子どもを中心に据えた学校と地域の連携は、子どもの成長にとどまらず、大人の学びの拠点を創造し、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てることにつながる。
- 平素からの学校と地域の関係づくりが、子ども、保護者、地域住民、教職員など、そこに関わるすべての人々の自発的な学びや成長を促し、子どもたちを守り、地域を守ることに繋がる。

2. 学校と地域の関係づくり(学校と地域の人々が相互理解と信頼関係を深めるプロセス)

- 学校 : 「熟議(熟慮と議論)」「協働」「マネジメント」を備えた学校運営が鍵

①関係者が当事者意識をもって「 <u>熟議(熟慮と議論)</u> 」を重ねること	②学校と地域の人々が「 <u>協働</u> 」して活動すること	③学校が組織として力を発揮するための「 <u>マネジメント</u> 」
--	---------------------------------	-------------------------------------

<仕掛けの例>

- ・学校運営協議会
- ・学校関係者評価
- ・学校支援地域本部
- ・放課後子ども教室
- ・副校長、教頭や主幹教諭、事務職員を含めたマネジメントを担う組織の整備 等

- 設置者: 関係者の努力と取組を引き出す「仕掛け」の構築
各地域、学校の自発性と独自性を基本とした、
教育委員会・教育長の明確なビジョンと行動

3. 今後の国の推進目標

- ① 5年間(H24-28)でコミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割(約3000校)に拡大
- ② すべての学校で実効性ある学校関係者評価を実施
- ③ 複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制を拡大
(中学校区が運営単位)
- ④ 学校の組織としての総合的なマネジメント力を強化
- ⑤ 地域コミュニティの核として被災地の学校を再生し、
震災復興の推進力となるよう、総合的な支援を実施

1節 小中一貫教育が求められる背景

- 全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められているが、それには以下のような背景があると考えられる。
 - ・教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設
 - ・近年の教育内容の量的・質的充実への対応
 - ・児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
 - ・中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
 - ・少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

2節 小中一貫教育の現状と課題

- 小中一貫教育の取組は全国的に広がり、今後さらなる増加が見込まれる
- 現在行われている小中一貫教育の取組の内容や進捗状況は、教育課程の連続性や、教員の指導体制、施設形態、校長の体制等の点において極めて多様である。
- 小中一貫教育の実施校のほとんどが顕著な成果を認識しており、その内容は学力向上、中一ギャップ緩和、教職員の意識・指導力の向上など多岐にわたる。その一方、教職員の負担軽減など解消を図るべき課題も存在する。
- 小中一貫教育の取組の多様性を尊重しつつ優れた取組が展開されるような環境整備が必要となる。

3節 小中一貫教育の制度化の意義

- 運用上の取組では小中一貫教育を効果的・継続的に実施していく上で一定の限界が存在するため、制度化により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した総合的かつ効果的な取組の実施が可能となる
- 設置者の判断で教育課程の特例を認め、柔軟な教育課程編成を可能とすることにより、地域の実態に対応した多様な取組の選択肢を提供する
- 小中一貫教育の制度的基盤が整備されることにより、国・県による支援の充実が行いやすくなる
- 人間関係の固定化や転出入への対応などの小中一貫教育に指摘されている課題について、制度化に伴い積極的な指導助言や好事例の普及を行うことなどにより、課題の速やかな解消に資する手立てが講じられるようにする

0

4節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性

(次々頁の別紙参照)

(制度化の目的)

- 一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成することができる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることである。これにより、小中一貫教育の優れた取組の全国展開と既存の小・中学校における小中連携の高度化が促進され、義務教育全体の質向上が期待される。

(制度化の基本的方向性)

- 小中一貫教育が各地域の主体的な取組によって多様な形で発展してきた経緯に鑑み、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能とする必要があることから、下記の2つの形態を制度化すべきである。
 - ① 1人の校長の下、1つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))
 - ② 独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小学校・中学校(仮称))
- 小中一貫教育学校(仮称)の小学校段階を終えた後、希望する場合には他の学校への転校が円滑に行えるよう配慮することも必要であり、小中一貫教育学校(仮称)の修業年限の9年間に小学校段階と中学校段階の二つの課程に区分し、6学年修了の翌年度から中学校等への入学を認めるべきである。
- 小中一貫教育学校(仮称)においては、原則として小・中学校教員免許状を併有した教員を配置することとするが、当面は小学校教員免許状で小学校課程、中学校教員免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進するべきである。
- 小中一貫型小学校・中学校(仮称)においては、9年間の教育目標の明確化、9年間一貫した教育課程の編成・実施とともに、これらを実現するための学校間の意思決定の調整システムの整備を要件として求めることが適当である。
- 小中一貫教育学校(仮称)については、既存の小・中学校と同様に、市町村の学校設置義務の履行対象とするとともに、就学指定の対象とし、市町村立の場合、入学者選抜は実施しないこととすべきである。

5節 小中一貫教育の総合的な推進方策

- 国としては、小中一貫教育の実施を希望する設置者の積極的な取組を促すため、財政的支援を含めた条件整備や小中一貫教育の取組の質の向上を図るための方策を総合的に講じていく必要がある。
- 具体的には、以下のような方策が求められる。
 - ・小中一貫教育の制度化および推進に当たっての適切な教職員定数の算定
 - ・小中一貫教育に必要な施設・設備の整備への支援
 - ・小中一貫教育と学校運営協議会の一体的な導入推進など、義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくり
 - ・モデル事業等を通じた小中一貫教育の好事例の収集・分析・周知
 - ・小中一貫教育に応じた学校評価の充実と市町村における評価・検証
 - ・都道府県教育委員会による現場のニーズを踏まえた積極的な指導・助言・援助
 - ・教職員の負担軽減の取組の推進

これからの教育を担う教員やチームとしての学校の在り方について(中教審諮問)

【社会の変化と求められる能力・人材】

- 知識基盤社会
 - 自ら課題を発見し、他者と協働して解決に取り組み、新たな価値を創造する力が不可欠
- 少子高齢化・グローバル化
 - イノベーションを創出し国際的に活躍できる人材、多様な価値観を受容し共生できる人材が必要

【教員の果たす役割の重要性と課題】

- そのために教員の果たす役割は大きく、これからの時代に求められる学校教育の実現に向けて、**教員の資質能力の向上が重要な課題**
 - 主体的な学びを引き出せていると考える教員の割合が低い
 - **授業以外の業務(課外活動の指導や事務作業)に多くの時間を費やし、勤務時間が国際的に見ても極めて長い**

【中教審への諮問事項】

○これからの教育を担う教員に求められる資質能力

- ✓ 子供たちが**主体的・協働的に学ぶ授業**を通じて、これからの時代に求められる力を子供たちに確実に身に付けさせることができる指導力
- ✓ **発達段階に即した指導や学校段階間の円滑な接続**に関する課題を踏まえて、学校種を超えて指導できる力

- ◆ 諮問事項：教員養成課程で学ぶべき内容や課程認定の在り方も含め教員免許制度の見直し、学校現場での実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み、教員養成・採用・研修の各段階における教育委員会と教職大学院等との連携・協働の推進等

○教員が資質能力を発揮できる環境の整備

- ✓ 教員が自らの資質能力を十分に発揮し、生涯にわたって伸ばしていくことができるような環境を整備し、教員が魅力ある職となるよう、専門職としての教員にふさわしい勤務や処遇等の在り方について検討を行うことが必要

- ◆ 諮問事項：評価や処遇等の在り方、**教員と事務職員の役割分担**、専門性等を有するスタッフの学校への配置等により、**教員と教員以外の者が連携し学校組織全体の総合力を高める方策**、管理職の体系的・計画的な養成・研修システム、指導教諭等の養成・活用の在り方